



## (1) 生活保護の目的

### ①最低生活の保障

→利用し得る資産、能力等を活用しても生活に困窮する人に対して、困窮の程度に応じ、必要な保護を実施

### ②自立の助長

→世帯の状況に応じ、定期的な家庭訪問を実施  
→就労支援員、学習支援員の配置

## (2) 生活保護の基本原則

### ①国家責任による最低生活保障の原理

### ②保護請求権無差別平等の原理

### ③健康で文化的な最低生活費保障の原理

### ④保護の捕捉性の原理

→利用し得る資産、能力等を活用することが前提

### (3) 生活保護実施上の原則



#### ①保護申請の原則

→保護は申請を前提としているが、要保護者が急迫した状況である場合、申請がなくても必要な保護を行う(職権保護)ことが可能

#### ②基準及び程度の原則

→国が定める基準により測定した要保護者の需要を基に、その者の金銭等で満たすことのできない、不足分を補う(保護の要否の判定基準)

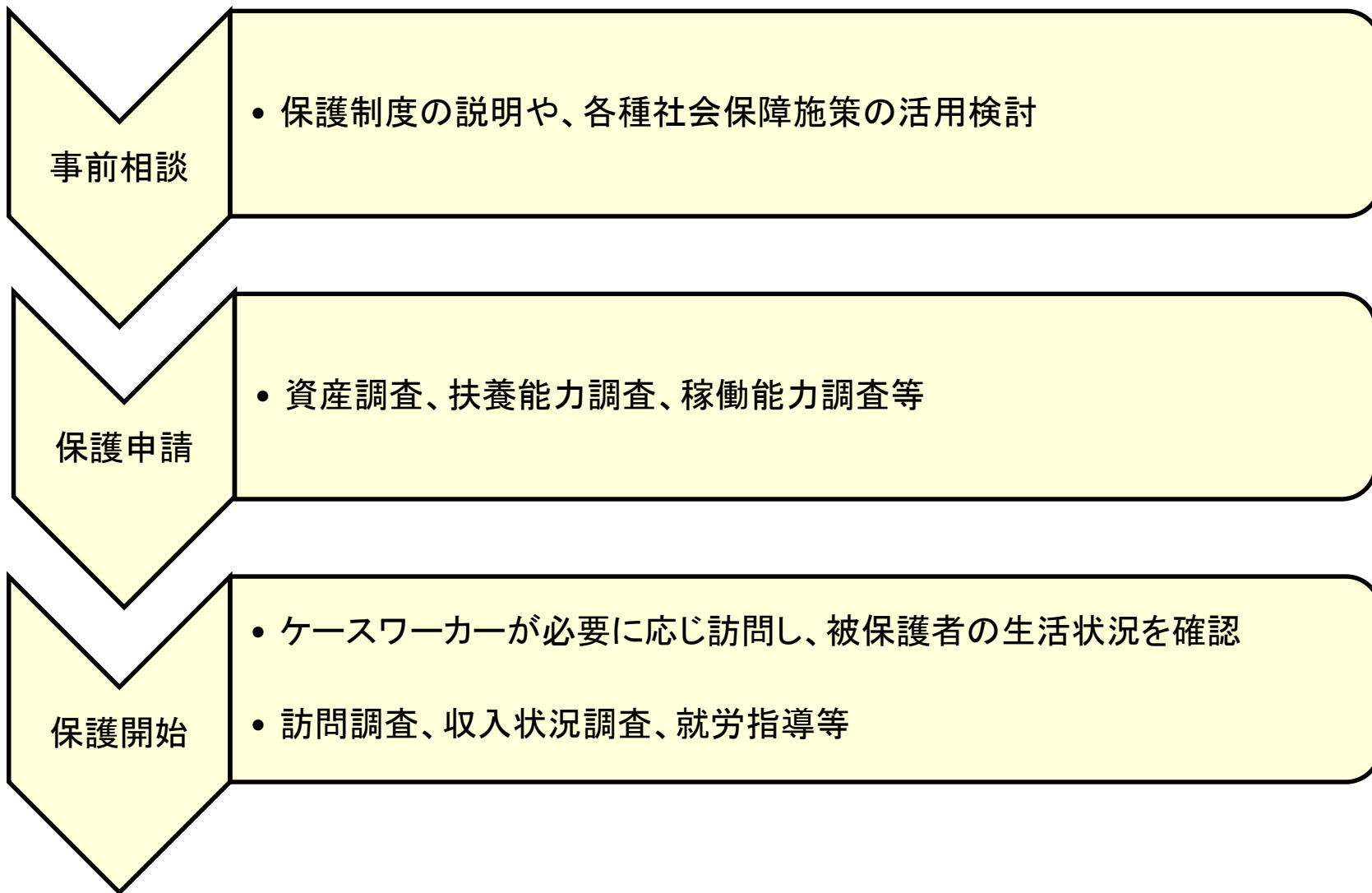
#### ③必要即応の原則

→保護は、要保護者の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮し適切に実施するもので、機械的な運用ではなく、有効適切な保護を行うという趣旨

#### ④世帯単位の原則

→保護の要否や程度は世帯単位で行うことが原則。個々について保護の請求権はあるが、その者がどの程度の生活困窮状況であるかは世帯全体で判断

#### (4) 生活保護の手続きの流れ



## (5) 要否判定の方法

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費とその世帯の収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額を支給

|          |               |
|----------|---------------|
| 最低生活費    |               |
|          |               |
| 支給される保護費 | 年金、各種手当、就労収入等 |

## (6) 扶助費の種類

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 扶助の種類 | 生活を営む上で生じる費用                          |
| 生活扶助  | 日常生活に必要な食費、被服費、光熱費等の費用(母子加算、障害者加算等あり) |
| 住宅扶助  | 家賃、住宅補修費                              |
| 教育扶助  | 義務教育を受けるために必要な学用品や給食費等                |
| 医療扶助  | 医療サービスを受けるための費用                       |
| 介護扶助  | 介護サービスを受けるための費用                       |
| 出産扶助  | 出産に要する費用                              |
| 生業扶助  | 就労に必要な費用(高校等の就学費を含む)                  |
| 葬祭扶助  | 葬祭の実施に要する費用                           |

\* 住宅、教育、出産、生業、葬祭には限度額有

## (7) 生活扶助費の算定

生活扶助は、級地、世帯員の年齢、人員数、障がいの有無等を踏まえ算定

<級地>

生活様式や物価の違いなどによる生活水準の差に対応して、全国を6区分の級地に分類

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級地-1 | 1級地-2 | 2級地-1 | 2級地-2 | 3級地-1 | 3級地-2 |
| —     | —     | 熊本市   | 荒尾市   | —     | その他   |

### <最低生活費の具体的事例> 令和2年10月改訂(令和3年度据え置き)

3人世帯(33歳、30歳、4歳)

月額:円

|       | 熊本市                          | 荒尾市     | その他     |
|-------|------------------------------|---------|---------|
| 生活扶助費 | 147,360                      | 147,360 | 137,860 |
| 住宅扶助費 | 40,400                       | 46,000  | 43,000  |
| 合計    | 187,760                      | 193,360 | 180,860 |
| 医療扶助等 | 上記額に加え、医療等の実費相当が必要に応じを給付される。 |         |         |

生活扶助には、児童養育加算を含む。

住宅扶助は、上限額の例。

高齢者単身世帯(75歳)

月額:円

|       | 熊本市                          | 荒尾市     | その他    |
|-------|------------------------------|---------|--------|
| 生活扶助費 | 65,470                       | 65,470  | 61,560 |
| 住宅扶助費 | 31,100                       | 35,000  | 33,000 |
| 合計    | 96,570                       | 100,470 | 94,560 |
| 医療扶助等 | 上記額に加え、医療等の実費相当が必要に応じを給付される。 |         |        |

住宅扶助は、上限額の例。

必要に応じ支給される  
加算等

- ① 冬季加算
- ② 妊産婦加算
- ③ 母子加算
- ④ 児童養育加算
- ⑤ 障害者加算
- ⑥ 介護保険料加算
- ⑦ 在宅患者加算
- ⑧ 放射線障害者加算
- ⑨ 就労自立給付金
- ⑩ 進学準備給付金

## (8) 被保護者の権利と義務

### <権利>

#### ①不利益変更の禁止

→正当な理由が無ければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはない。

#### ②公課禁止

→租税その他の公課をかせられない。

#### ③差押禁止

→給付を受けた保護費、保護を受ける権利は差し押さえされない。

### <義務>

#### ①譲渡禁止

→保護を受ける権利を譲渡できない。

#### ②生活上の義務

→能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

#### ③届出の義務

→収入、居住地、世帯構成等に変動があった場合に届け出なければならない。

#### ④指示等に従う義務

→福祉事務所からの指導又は指示に従う義務がある。